

# 令和5年度 第1回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年4月10日(月) 午後1時30分から午後3時40分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (26人)  
会長 15番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員
9番 鐵本達夫 委員	10番 衣笠健一郎 委員	11番 室山恵美 委員
12番 山下賢一 委員	13番 筏津純一 委員	14番 松本幸男 委員
16番 山田有宏 委員	17番 原田明宏 委員	18番 數馬 豊 委員
19番 美田俊一 委員		

## 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
鳥飼 巧 委員			

4 欠席委員 (1人)  
8番 福井章人 委員

## 5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第5号 所有者等を確認することができない農地の公示について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

## 6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

## 7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局           ただ今より、令和5年度第1回農業委員会会議を開会致します。初めに山脇会長よりごあいさつをお願い致します。

### (2) 会長あいさつ

会 長           (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局           この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願い致します。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長           それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長           それでは指名をさせていただきます。17番 原田委員、18番 数馬委員に議事録署名人をお願い致します。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長           欠席届が出ている農業委員を報告致します。福井委員が欠席です。

### (4) 連絡・報告事項

議 長           それでは(4)連絡報告事項、事務局よりよろしくお願い致します。

事務局           令和5年度第1回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

### (5) 議 事

議 長           続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局           本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり3件の申請がございます。番号1及び3については売買による所有権移転、番号2は贈与による所有権移転でございます。4月1日から下限面積要件が廃止となりましたが、農作業に常時従事する等の要件は継続されております。この度の申請3件とも、市内の空き家購入の際に農地も同時に取得されようとするものです。番号1の〇〇さんについては、〇〇地区の方に教わりながら農業を勉強中とのことでございます。番号2、〇〇さんは農業大学の研修助手をされておりますので申請の後、農地でそれぞれしっかり耕作していただけると判断しております。番号3の〇〇さんについては、申請地に植えてある柿やキウイ等の果樹を自家消費目的で肥培管理されていくということで、面積的に本数も1

0本程度でしたので問題はないと考えております。

次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページ記載のとおり3件の申請がございます。番号1は〇〇地内における〇〇職員用の駐車場の整備で、申請地は都市計画用途地域の準工業地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇地内における集合住宅の建築、番号3は〇〇〇〇地内における宅地分譲で、申請地はそれぞれいずれも第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の7ページから33ページのとおり77件の利用権設定の申し出と、議案34ページのとおり1件の所有権移転がございます。

続いて、議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案42ページのとおり1件の申請がございます。

議案第5号 所有者等を確認することができない農地の公示についてですが、議案44ページ記載のとおり公示してよいか意見を求めるものでございます。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画については議案48ページ記載のとおり17件の協議と、49ページ記載のとおり売買関係の協議が1件ございます。本日の議案は以上でございます。

#### **議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長 それでは議案第1号から入らせていただきます。農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮り致します。これは〇〇地区と〇〇地区でございます。新しくリフォームした家を買取られましてそこに入っておられる方でございますが、本人は勤め先が〇〇〇〇〇で〇〇の方に勤務されておりますが、旦那さんが農業の勉強をするために農業大学校の方に研修生で入っておられます。〇〇〇〇の方でございます、結構大きな体格で。これから研修して近所の人と手伝ってもらいながら農業するということでございます。松本委員は聞いてなる、ね。そういうことでございます。それでは第1号議案につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といただきます。

#### **議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について**

議長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましては本日午前11時00分より当番委員であります山田委員、林委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して林委員より報告をお願い致します。

林推進委員 推進委員の林です。先程言われましたように午前中に6名で現地調査をして

参りました。1番、2番、3番とも特に問題ないというふうに報告いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今報告のとおり特に問題なしということでございます。それでは質疑を求めます、ありませんか。はい、鐵本委員。

9番 鐵本です。2番目の分ですけれども、共有地になっているということですか。3人ということは、渡し人が。

議 長 はい、事務局。

事務局 4ページ記載のとおり筆が3筆ありまして、それぞれの所有者が違うというもので共有地ではございません。

議 長 はい、よろしいですか。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、採決をいたします。ただ今の第2号議案に関しまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

### 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

7ページ番号1番から8ページ番号3番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 7ページでございます。申請番号1番、〇〇〇〇〇〇の2筆、5, 102㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他8ページの番号3番まで、合計致しまして12筆、27, 068㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの

と考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今藤井委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして8ページ番号4番から9ページ番号6番は、5番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 8ページでございます。申請番号4番、〇〇の2筆、4, 310㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他9ページの番号6番まで、合計致しまして10筆、12, 722㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今吉村委員の案件につきまして、説明がございましたので質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議長 吉村委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されま

したので報告致します。

続きまして9ページ番号7番は、17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは事務局、説明してください。

事務局 9ページでございます。申請番号7番、〇〇〇〇〇の1筆1, 575㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今議案に対する説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致しまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして10ページ番号8番は、19番 美田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(美田委員 退席)

議長 それでは事務局、説明してください。

事務局 10ページでございます。申請番号8番、〇〇の1筆567㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、それでは美田委員に係る案件について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決を行います。ただ今の案件につきましては賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致しまして、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして10ページ番号9番及び34ページの所有権移転は、西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議長 それでは事務局説明してください。

事務局 10ページでございます。申請番号9番、〇〇〇の1筆479㎡の賃借権の設定でございます。

続きまして34ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の1筆545㎡の水田でございます。対価は20,000円、10アールあたりですと36,697円でございます。

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、40ページ記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議長 西谷委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして29ページ番号67番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 事務局、説明してください。

事務局 29ページでございます。申請番号67番、〇〇の4筆7, 406㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の議案に対して質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので採決を行います。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致しまして、數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続き全体の説明を事務局よりお願いします。

事務局 7ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は290, 188㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、7ページから33ページまでの記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、35ページから39ページの記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第3号について事務局より説明がございました。全体の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

9番 鐵本です。〇〇〇〇さんは亡くなったではないですかね、別に出していてもいいけど、事務局としての手続きは本人が亡くなっているから誰かに通知しないといけないけど、どうにだろう。

事務局 書類を出した時点では生存されていたのでそのままの表記で今回はさせてもらっているということです。次回からは当然変わりますが、通知の方は変えながら進めたいと思うんですけど、議案の方はこの時点なので正しいということでご理解ください。

議 長 過去には、亡くなってまだ相続人が決まってない場合に相続人代表誰々で契約しておりますので、それは出来ます。通知は誰に出せばいいか事務局の方でまた調べると思います。

9番 はい。

議長 その他、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。それでは承認と致します。

#### **議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について**

議長 続きまして議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。本件につきましても本日午前11時より先程の委員と一緒に現地の調査に行っておりますので、林委員の方から報告をお願いします。

林推進委員 推進委員の林です。今日午前中に現地の方に行って参りました。〇〇〇〇のところは土手の方でございまして、3回の耕耘作業と草刈りが必要だということで3万円が妥当ではないかということで、報告いたします。

議長 はい、ただ今報告がありましたとおり現地の状況を見て3万円が妥当ではないかということでございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

#### **議案第5号 所有者等を確認することができない農地の公示について**

議長 続きまして43ページ、議案第5号 所有者等を確認することができない農地の公示について委員の皆さんにお諮り致します。事務局説明してください。

事務局 この議案につきまして私の方から説明させていただきます。このやり方につきましては倉吉市では初めてかなと思いますけども、既に米子市さんや日南町さんの方ではやられておられます。あと県の情報では岩美町や琴浦町、南部町でもこの準備をされているというようなことを聞いております。この仕組みを申し上げますと、農地法に書かれております利用意向調査で例えば遊休化してしまう農地で、誰の農地かよく分からないというような農地につきまして調査をし、当然所有者が現れれば申し出を行っていただくんですけども、もうおん

ならん、申し出がない場合につきまして作っていただける方がいる場合になりますけど農地法第41条の規定、これらについては所有者等を確認することができない農地の利用についてってところが書かれているんですけども、一定期間の公示を経て農地法第39条で県知事の裁定によりまして農地の中間管理権の設定ができるようになる、と。それで農地が活用されるというようなものでございます。

今回の議案につきましては2筆挙げておりますけれど、実はこの片方の〇〇の〇〇の筆についてこの先月の3月議案で10件あったかと思うんですけど、〇〇〇の〇〇さんが再設定の申し出で3年おきに持って来られるなかで、この家亡くなったんだけど身寄りが確かおらんがやと。だったら利用権設定できませんで、というような話の中で調査をさせていただいたというもので。ちょうどこの3年の間、令和2年の6月にですね本人さんが亡くなられておまして、そんなような関係が議案の45ページの相続関係図を載っているんですけども。結婚歴はあったんですけど結局お子さんもいらっしやいませんし、身寄りもないというような状況で、このままですと利用権設定もできないということ。

皆さんの方には資料を1枚ですね、カラーの分があったと思うんですけども。題名としましては、遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直しというもので、ちょうどこの4月からですね一部見直しがありまして、先程申し上げました公示の期間が6ヶ月から2ヶ月に短縮されたりしまして今回この分を適用したということでございます。

この〇〇さんの農地については2筆。もう1筆ございまして、この筆も見ますと66㎡の方になるんですけど、こちらの方は2月議案で基盤法による所有権移転の申し出があった〇〇〇〇さんの買われた田んぼの分で、1枚になっているような筆で当然〇〇さんが作られるというようなことになっております。

今回のやり方、フロー図につきましては先ほどカラーの分の真ん中辺所有者が1人も判明しない農地、改正農地法の分を使いまして、今回の44ページに付けております告示を経て県知事の裁定をもらいまして、中間管理権を設定しようというようなことを考えております。説明は以上でございます。

議 長 　　ただ今の案件について、質問等ございますか。

（なしの声）

議 長 　　ないようですので、それでは採決に移らせていただきます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

議 長 　　はい、全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

#### **議案第6号 農用地利用集積等促進計画について**

議 長 　　続きまして議案第6号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。



のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので採決を行います。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致しまして、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりましたので、続いてその他の案件について審議を行います。事務局説明をして下さい。

事務局 はい、48ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、48ページの番号1番から番号17番まで、合計で17筆、33,868㎡の田、畑でございます。

促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、50ページから53ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

補足ですけど4月以降この表を付けさせていただいて、見づらいかなと思いますけど。左側に所有者、貸出契約名義人が書いてありまして真ん中に借受経営体の名称ということで耕作者が記載してあるということ、あと右側に契約区分注4というところがあってそこが1つ見る目安かなと思います。今回①なので貸出と借受が同時に行われるということです。所有者から機構に、機構から耕作者に同時に行われる場合ということです。あとは2番に書いてあるように機構が地権者から借入のみ行う場合とか、既に機構が借入した農地を改めて貸付する場合とか1、2、3とが主になってくると思いますけど、全てに対してこの書類で対応できるようにした書式でございます。以上でございます。

議 長 それでは議案第6号について質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、採決を行います。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認とさせていただきます。以上で議事は終了と致します。

## (6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。それでは(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局より説明をしてください。

事務局 (1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について報告させていただきます。2ページから3ページまで(1)につきましては鳥取県が実施する県道の改良工事に伴う一時転用でございます。届出地、転用期間についてはそれぞれ記載のとおりでございます。ご確認下さい。

続いて4ページ(2)につきましては既に届出があった鳥取県の国道改良工事に伴う一時転用について、工期の延長に伴って転用期間を延長されるものでございます。届出地及び延長期間についてはそれぞれ記載のとおりです。以上でございます。

議 長 続きまして(2)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 はい、5ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は4件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

6ページ、2番目は相談者が〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は、賃貸借、使用貸借ということであります。

7ページ3番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。現在の耕作者が更新しないとのことであり、相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

続きまして8ページ4番目は相談者が〇〇〇〇さんで、人参、茄子を賃貸借、使用貸借により作付面積を増やしたい。利用権設定(〇〇字〇〇〇〇)をしている〇〇付近の畑を希望している。〇〇がなければ、〇〇〇〇〇〇あたりでも耕作可能とのことです。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。

議 長 それでは、まず始めに〇〇の件ですが地元の數馬委員。

18番 私がします。

議 長 はい。続いて、これ〇〇、福井さんをお願いします。それから次は〇〇。〇〇になるかな、山田さんか小谷委員さんどがにしようか。

小谷推進委員 數馬委員にもお願いしたいんですが。



議 長                   はい、ありがとうございます。続いて⑥番、筏津委員。

13番                   13番 筏津です。〇〇さん、以前からよく知ってまして1畑ありますその話を交渉しています。本人にはその旨伝えてありますので、よろしくお願ひします。

議 長                   はい、ありがとうございます。続きまして（4）梶本主幹。

事務局                   （4）農地利用最適化業務活動日誌についてです。農地利用最適化交付金の関係で昨年は活動日誌の提出を徹底していただきまして、ありがとうございます。今年度も引き続き交付金の事業がありますので、よろしくお願ひします。昨年度の活動実績に応じた報酬については、5月に支払いする予定としておりますのでよろしくお願ひします。

続きまして、今日この資料を置いております。それに基づいて簡潔に説明をしたいと思ひます。令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について説明させていただきます。農業委員会の状況につきまして令和5年度4月1日の状況を記載しております。認定農業者は昨年146人だったですけど、158人となっております。続きまして2ページからは最適化活動の実施状況について記載しております。農地の集積については2ページ、遊休農地の発生防止、解消については2ページから3ページに。新規参入の促進については3ページから4ページに記載しております。続きまして、4ページからは最適化活動の活動目標と実績を記載しております。毎月日誌を月8日記載していただいておりますが、4ページの中程に1人当りの活動日数を8日と目標設定して皆様にお願ひしているところとなっております。5ページは新規参入の相談会への参加として、追加として10月から1月に農業に関する相談会などの目標と実績を記載しています。6ページは事務の実施状況を記載しています。続きまして7ページからは令和5年度の最適化活動の目標の設定等について記載しております。最適化活動については、令和4年度から先程触れた内容について新たに実施しましたが、令和5年度も引き続き継続していく目標となっております。詳細については記載のとおりでございます。最後に、現時点ではまだ県とすり合わせ確認作業中でございますので若干修正等はあるかもしれませんが、ご了承いただければと思っております。最終は6月の市報、ホームページに掲載する予定としております。以上でございます。

議 長                   （5）その他。

事務局                   その他になります。緑の募金についてでございます。羽根を机の上にお配りさせていただきました。帰りによろしいので、募金箱を後ろに置いておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして日程変更なんですけれども、1月にこの日程表を皆さんに配布したかと思ひます。その中で定期総会を6月にする予定をしていましたけども、6月は議会があることもあり、1ヶ月早めて、5月に設定するというようにしましたので時間とか記載させてもらっています。会議は午後3時、会議終了後に定期総会、懇親会という日程で進めていきます。よろしくお願ひします。

続きましてクールビスなんですけれども来月5月から10月になりますので、軽装でお願ひします。以上です。

議 長 定期総会はずっと5月だったんです。コロナの辺からちょっと中止になったりとかしてましたんで、元の5月に返したいということでそのようにいたしました。また改めて皆さんに通知いたしますが、懇親会もありますので出欠をとって会費を来月徴収させていただきます。ここから歩いて近いところの石井旅館に設定しましたので、バスもいらないということで。皆さんが久しぶりに参加していただけるようにしたいと思います。来賓としては市長を予定しております。総会の後、時間があれば市長との意見交換会もしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして農業委員会だよりプレゼントクイズの抽選を行います。

(以下 プレゼントクイズ抽選会)

議 長 その他皆さんの方で何かございませんか。はい、山本委員。

山本推進委員 パパイヤの件ですけれども、農高さんが苗を作っていて希望者にだいぶ配布ができたんですけれども、近年種が手に入らないということで農高さんもだいぶ苦労されているようです。それで、自分のところのプロジェクトに使いたいということで今年は農高さんのパパイヤの苗の配布はありませんので、各自苗屋さんで買っていただきますように。もう種苗屋さんが種を確保してしまって、売れるということで外にあまり出しならんようです。よろしくをお願いします。

議 長 近年、あちこちでパパイヤ出だしたけな。大きな木になってどこだか成ったな。他にありますか。はい、鐵本委員。

9 番 この新規設立農業法人のが出てたんで、活用のこととか何かあらへんかな。

事務局 農業会議の方から全委員さんへ配布ということで配布させてもらっています。

議 長 こういうのがありますということですので、見ておいてくださいということですね。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれをもちまして閉会と致します。お疲れ様でした。

— 午後3時40分 閉 会 —